

京都市告示第415号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和3年11月12日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市伏見区横大路下ノ坪1番の一部、64番の一部、80番の一部、98番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物、鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域

(^ひ砒素及びその化合物並びに鉛及びその化合物による土壤溶出量基準超過)



| 記号 | 名称 |
|----|--------------------------------|
| — | 事業所敷地 |
| ■ | 調査対象地 |
| ○ | 区画統合 |
| ▨ | 形質変更時要届出区域 砒素及びその化合物（土壤溶出量） |
| ▨ | 形質変更時要届出区域 鉛及びその化合物（土壤溶出量） |

